

第4回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会 次第

日時：平成28年10月19日（水）

午後5時00分～

場所：市貝町役場 2階 大会議室

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 自治基本条例の前文（案）について

4 議 題

（1）自治基本条例規程項目構成（案）について

（2）次回（第5回作業部会）の議題について

5 その他

6 閉 会

(仮称) サシバの里いちかい基本条例

前文



「イツちゃん、カイちゃん、今日は『いちかいまち』のことについてお話をするね。」

「い」ちかい町は、タカの仲間の『サシバ』が飛来する豊かな自然に恵まれ、その豊かな自然がもたらす農作物が多くあります。

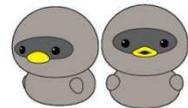
「ち」いきの中には、武者絵をはじめとするたくさんの伝統が根付いています。

「か」す多くの人を魅了する芝ざくら公園のほかにも楽しめる場所がたくさんあります。

「いま」を発信する道の駅サシバの里いちかいには、新鮮な野菜や加工品が多くあります。

「ち」ようみんなのみんなが礼儀正しく、元気あふれるまちです。

「ぼくたちは、なんでいちかいまちにやってくるの？」



市貝町の北部地区には、谷津田やその周りには美しい里地里山の風景があります。谷津田や里地里山には、サシバのえさとなる多種多様な生き物たちが住んでいて、サシバは安心して子育てをすることができるのです。そのほかにも多田羅沼（たたらぬま）や竹内・見上地区などはまさに動植物の宝庫（ほうこ）で、サッチャンのような鳥類ひとつを例にとっても、これまで140種類もの鳥が確認されているのです。まちを流れる小貝川などの多くの川にも多くの生き物たちが住んでいるのです。

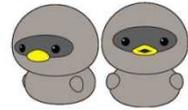


「とっても魅力的なまちでしょう。自然だけじゃなくて、観光や文化も楽しめるまちなのよ。」

国指定重要文化財の入野家住宅や古墳、城跡など数々の史跡が残っており、歴史上名を馳せた武将を勇壮に描いた武者絵は、歴史と文化のまちの象徴です。

本州で最大級の面積を誇る芝ざくら公園や都市との交流を盛んに行っている観音山梅の里も地元の人たちの努力で毎年多くの人を訪れるとっても魅力的な場所になっています。また、道の駅サシバの里いちかいは、市貝町でとれた新鮮な野菜や加工品など多くの特産品とともに、まちの情報発信の基地として機能しています。

「たくさんの魅力があるんだね！ところで、まちのひとたちはどんな生活をしているの？」



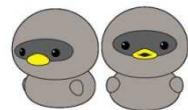
市貝町は、豊かな里山で栽培される米のほか、トマト、アスパラガスなどの野菜や梨などの果樹の栽培も盛んに行われています。また、酪農をはじめとする畜産業も盛んに行われています。

農業や酪農が盛んなだけでなく、町の南部には赤羽工業団地があり、たくさんの人々が働いています。



「市貝町のことがわかったかな？」

「よくわかったよ！こんな市貝町がずっと続いていくためにはどうすればいいのかなあ？」



「そのためには、今住んでる人も、これから来てくれる人も、みんなが安心してこの町にずっと住んでいきいきと生活をしていけるようにルールをつくらなくちゃいけないね。」

ここに、私たちは、まちづくりに関する基本的事項を共有し、町民が町づくりの主役であることを認識し、愛と感謝に満ちた美しく住みよい市貝町を築いていくため、この条例を定めます。



栃木県内の自治基本条例（体系整理）

		町			市			
		芳賀町	高根沢町	益子町	矢板市	大田原市	真岡市	下野市
条例名称		まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
施行年月日		H18. 4. 1	H20. 6. 10	H26. 4. 1	H23. 11. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1
前文		○	○	○	○	○	○	○
総則	目的	○	○	○	○	○	○	○
	定義	○	○	○	○	○	○	○
位置付け	位置付け・最高規範性	○	○	○	○	○	○	○
原則	自治の理念		○		○	○	○	○
	基本原則	○	○	○	○	○	○	○
	その他				○		○	
市（町）民等	市（町）民等の権利	○	○	○	○	○	○	○
	市（町）民等の責務	○	○	○	○	○	○	○
	市民活動団体の責務・支援	○						○
	コミュニティ	○	○	○	○			○
議会	事業者の権利・責務	○	○		○			○
	議会の役割・責務・運営等	○	○	○	○	○	○	○
執行機関	議員の責務		○		○	○	○	○
	市（町）長の責務	○	○	○	○	○	○	○
	職員の責務	○		○	○		○	○
自治体運営の基本原則	その他	○	○		○		○	
	総合計画	○	○	○	○	○		○
	行政評価	○	○	○	○	○		○
	監査							
	行政組織				○			○
	財政・財務	○	○	○	○	○		○
	出資法人等（外郭団体等）							○
	行政手続		○		○	○		○
	法務						○	○
	説明責任	○	○	○	○			○
	意見・要望・苦情等への対応	○			○	○		○
	要望記録の公開							
	オンブズマン組織							
住民自治の仕組み	公益通報						○	○
	危機管理			○	○	○		○
	情報共有	○	○	○	○			
	情報公開		○		○	○	○	○
	情報提供	○			○		○	○
	個人情報保護	○	○	○	○	○	○	○
	参画	○			○		○	○
	協働		○		○		○	○
	子どもの参画					○		○
	パブリックコメント	○	○		○	○	○	○
	審議会等の公開							○
	審議会等への参加・公募等							○
	住民投票	○	○	○	○	○	○	○
その他	地域等協議会							
	都市内分権・地域自治区							
	まちづくりセンター							
	人材育成							○
	広域連携	○	○	○	○	○		○
	国際交流		○	○	○			○
	国等との関係（団体自治）							
	条例の運用・見直しの組織							
	見直し・改正	○	○	○	○	○	○	○
	委任							
産業と観光			○					
環境			○					
文化			○					
教育と学習			○					
福祉			○					
健康			○					
他の条例の制定	○							
(参考)								
議会基本条例の制定状況					○	○	○	○

近年制定された栃木県内の自治基本条例（体系整理）

		町		市		
		益子町	大田原市	真岡市	下野市	
条例名称		まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	
施行年月日		H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	
前文		○	○	○	○	
総則	目的	第 1 条	第 1 条	第 1 条	第 1 条	
	定義	第 2 条	第 2 条	第 3 条	第 3 条	
位置付け	位置付け・最高規範性	第 4 条	第17条	第 2 条	第 2 条	
原則	自治の理念		第 3 条	第 4 条	第 4 条	
	基本原則	第 3 条	第 4 条	第 5 条	第 5 条	
	その他			第13条		
市（町）民等	市（町）民等の権利	第 5 条	第 5 条	第 6 条	第12条	
	市（町）民等の責務	第 5 条	第 5 条	第 7 条	第13条	
	市民活動団体の責務・支援				第14条	
	コミュニティ	第 8 条			第14条	
議会	事業者の権利・責務				第15条	
	議会の役割・責務・運営等	第 6 条	第 6 条	第 9 条	第16条	
執行機関	議員の責務		第 6 条	第10条	第17条	
	市（町）長の責務	第 7 条	第 7 条	第11条	第18条	
自治体運営の 基本原則	職員の責務	第 7 条		第11条	第19条	
	その他			第12条		
	総合計画	第19条	第13条		第20条	
	行政評価	第21条	第13条		第21条	
	監査					
	行政組織				第22条	
	財政・財務	第20条	第13条		第23条	
	出資法人等（外郭団体等）				第24条	
	行政手続		第 8 条		第25条	
	法務			第14条	第26条	
	説明責任	第17条			第27条	
	意見・要望・苦情等への対応		第12条		第28条	
	要望記録の公開					
	オンブズマン組織					
住民自治の 仕組み	公益通報			第16条	第29条	
	危機管理	第23条	第15条		第30条	
	情報共有	第16条				
	情報公開		第11条	第15条	第 7 条	
	情報提供			第15条	第 6 条	
	個人情報保護	第18条	第11条	第15条	第 8 条	
	参画			第 8 条	第 9 条	
	協働			第 8 条	第10条	
	子どもの参画		第10条		第11条	
	パブリックコメント		第 9 条	第17条	第31条	
	審議会等の公開				第32条	
	審議会等への参加・公募等				第32条	
	住民投票	第22条	第14条	第18条	第33条	
	地域等協議会					
その他	都市内分権・地域自治区					
	まちづくりセンター					
	人材育成				第34条	
	広域連携	第15条	第16条		第35、36条	
	国際交流	第15条			第37条	
	国等との関係（団体自治）					
	条例の運用・見直しの組織					
	見直し・改正	第24条	第18条	第19条	第38条	
	委任					
	産業と観光	第 9 条				
環境	第10条					
文化	第11条					
教育と学習	第12条					
福祉	第13条					
健康	第14条					
他の条例の制定						
(参考)						
議会基本条例の制定状況			○		○	

近年制定された栃木県内の自治基本条例（規程項目の比較）

	益子町	大田原市	真岡市	下野市
条例名称	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
施行年月日	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1
規程項目	前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本原則 第4条 最高規範性 第2章 権利と責務 第5条 町民の権利と責務 第6条 町議会の責務 第7条 町の責務 第3章 まちづくり 第8条 コミュニティ 第9条 産業と観光 第10条 環境 第11条 文化 第12条 教育と学習 第13条 福祉 第14条 健康 第15条 連携及び交流 第4章 情報共有 第16条 情報共有 第17条 説明責任 第18条 個人情報の保護 第5章 行政運営 第19条 総合振興計画 第20条 財政運営 第21条 評価 第6章 住民投票 第22条 住民投票 第7章 危機管理 第23条 危機管理 第8章 条例の見直し 第24条 条例の見直し	前文 第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 自治の基本理念 第4条 自治の基本原則 第5条 市民の権利、役割及び責務 第6条 議会の役割及び責務 第7条 市長等の役割及び責務 第8条 行政手続 第9条 市民の意思表明 第10条 子どもの参加 第11条 情報の公開、個人情報の保護等 第12条 意見等への対応 第13条 行財政運営 第14条 住民投票 第15条 危機管理 第16条 広域連携 第17条 条例の位置付け 第18条 条例の見直し	前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 条例の位置付け 第3条 定義 第2章 自治の基本理念及び基本原則 第4条 自治の基本理念 第5条 自治の気温原則 第3章 市民の権利と責務 第6条 市民の権利 第7条 市民の責務 第4章 参画・協働のまちづくり 第8条 参画・協働 第5章 議会及び市長等 第1節 議会及び議員 第9条 議会の責務 第10条 議員の責務 第2節 市長等 第11条 市長及び市職員 第12条 議会及び市長の役割 第12条 連携及び協力の基本原則 第6章 自治運営の諸制度 第1節 自治運営の基本理念 第13条 自治運営の原則 第14条 法令の遵守 第2節 情報公開と会議公開 第15条 公開の原則 第3節 公益通報 第16条 通報の意義 第4節 市民意見の広聴 第17条 市民意見の広聴 第5節 住民投票 第18条 住民投票 第7章 条例の改正 第19条 条例の改正	前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 位置付け及び最高規範性 第3条 定義 第2章 自治の基本理念及び基本原則 第4条 自治の基本理念 第5条 基本原則 第6条 情報提供 第7条 情報公開 第8条 個人情報の適正な取扱い 第9条 参画 第10条 協働 第11条 子どもの参画 第3章 市民及びコミュニティ組織 第12条 市民の権利 第13条 市民の責務 第14条 コミュニティ組織の責務及び支援 第15条 事業者の権利及び責務 第4章 議会 第16条 議会の役割、責務、運営等 第17条 議員の責務 第5章 行政 第18条 市長の責務 第19条 職員の責務 第20条 総合計画 第21条 行政評価 第22条 行政組織 第23条 財政及び財務 第24条 出資団体等 第25条 行政手続 第26条 法務 第27条 説明責任 第28条 提案、要望、意見等への対応 第29条 公益通報 第30条 危機管理 第6章 参加及び協働 第31条 意見募集 第32条 委員の公募及び審議会等の公開等 第33条 住民投票 第34条 人材及び組織の育成 第7章 連携及び交流 第35条 広域連携 第36条 国内交流 第37条 国際交流 第8章 条例の実効性の確保 第38条 見直し

近年制定された栃木県内の自治基本条例

	益子町	大田原市	真岡市	下野市
条例名称	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
施行年月日	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1
目次	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 権利と責務(第5条—第7条)</p> <p>第3章 まちづくり(第8条—第15条)</p> <p>第4章 情報共有(第16条—第18条)</p> <p>第5章 行政運営(第19条—第21条)</p> <p>第6章 住民投票(第22条)</p> <p>第7章 危機管理(第23条)</p> <p>第8章 条例の見直し(第24条)</p>		<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 自治の基本理念及び基本原則(第4条・第5条)</p> <p>第3章 市民の権利と責務(第6条・第7条)</p> <p>第4章 参画・協働のまちづくり(第8条)</p> <p>第5章 議会及び市長等</p> <p>第1節 議会及び議員(第9条・第10条)</p> <p>第2節 市長等(第11条)</p> <p>第3節 議会及び市長の役割(第12条)</p> <p>第6章 自治運営の諸制度</p> <p>第1節 自治運営の基本理念(第13条・第14条)</p> <p>第2節 情報公開と会議公開(第15条)</p> <p>第3節 公益通報(第16条)</p> <p>第4節 市民意見の広聴(第17条)</p> <p>第5節 住民投票(第18条)</p> <p>第7章 条例の改正(第19条)</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 自治の基本理念及び基本原則</p> <p>第3章 市民及びコミュニティ組織</p> <p>第4章 議会</p> <p>第5章 行政</p> <p>第6章 参加及び協働</p> <p>第7章 連携及び交流</p> <p>第8章 条例の実効性の確保</p> <p>附則</p>
前文	<p>益子町は、四季折々の豊かな自然の恩恵を受け、八溝山系の里山にいだかれた穏やかなまちです。世界に誇れる益子焼や古き良き伝統文化、広く人々を受け入れる気質、郷土を愛する心など、これらは先人たちが築き継承してきた財産です。私たちは、この風土・文化・人とともに生きていくことに感謝し、次の世代へとつないでいきます。</p> <p>私たちは、このまちが将来にわたって輝き続けるためにともに知恵を出し合い、笑顔と活力に満ちあふれるまちをつくっていきます。そのために、一人一人がまちづくりに参加する意識を高く持ち、自ら考え、互いを思いやり支え合い、人と地域のつながりを大切に、心と力をあわせて行動していきます。このような思いに基づき、私たちは、主体的なまちづくり、そして協働のまちづくりにより「子どもからお年寄りまで笑顔で暮らしていけるまち」を築くため、この益子町まちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>私たちの住む大田原市は、栃木県の北東部にあり、那須五峰から広がる那須野が原の扇状地に位置し、水と緑に囲まれた豊かな大地に育まれ、国指定天然記念物の「ミヤコタナゴ」や市指定天然記念物の「ザゼン草群生地」が見られ、日本有数の鮎の漁獲量を誇る那珂川をはじめ箒川や蛇尾川などの清流に恵まれています。この緑が豊かに広がる田園地帯は、様々な農産物が生産され、四季折々の美しい自然にふれられる風光明媚な土地です。</p> <p>また、この地域は、日本最古の碑である国宝の「那須国造碑」など多くの史跡が存在し、古代から住民が生活してきた長い歴史をもち、江戸時代より受け継がれた城下町を礎としています。</p> <p>私たちは、このような恵まれた自然環境の中で人々が助け合い、地域コミュニティを構築し、愛着と誇りをもてる豊かな生活や伝統文化を育み、自然と歴史と伝統を大切に、先人から受け継がれてきた社会を次の世代に引き継いできました。</p> <p>一方で、私たちを取り巻く社会環境は、核家族化や少子高齢化が進展しており、その制度設計について、再構築が求められています。</p> <p>また、私たちは、平成23年に発生した東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故では、未曾有の大きな災害を体験しました。</p> <p>私たち誰もが、人と人との絆を大切に、安全で安心な生活を送り、生涯にわたり学ぶ喜びや生きがいもてる、地域の特性を生かした魅力が息づくまちを強く望んでおり、これからは、震災等の経験を教訓として、生命と財産を守っていく必要があります。</p> <p>大田原市に住み、働き、学び、活動する私たちは、自治によるまちづくり(以下「自治」という。)の担い手の一人としての責任を有しています。一人ひとりが地域社会の主役であることを十分に自覚し、お互いが個人として認め合い、尊重し合い、関わり合い、支え合い、助け合わなければなりません。</p> <p>市民が自治や市政に積極的に参加し協働してこそ、自ら責任をもち、地域が自主的かつ自立的に決定していく地方自治を実現することができます。</p> <p>ここに大田原市自治基本条例を大田原市の自治における最高規範として制定し、いつまでもこのまちに誇りと愛着をもち続けるため、市民が自ら主体的に自治に関わることができるよう、大田原市という自治体における運営の基盤となるルールを定めます。</p> <p>私たちは、未来を担う子どもたちの小さなポケットの中に、夢と希望と誇りという宝が詰まっている地域の実現を約束します。</p>	<p>真岡市は、鬼怒川、小貝川、五行川の清流に育まれ、多くの先人の働きによって、歴史文化の遺産を受け継ぎつつ、豊かな自然と共存した郷土をつくり上げてきました。</p> <p>この歴史を踏まえて、真岡市民は、誰もが自由平等で、人と自然の尊重を基本とし、将来にわたり安全で安心して暮らしていける魅力あるまちとして、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>公共の福祉を尊重しつつ市民の権利を保障するうえで、市民が主体となってまちづくりを進める必要があることから、ここに本市の自治の基本的な事項を定めるために、この条例を制定します。</p> <p>また、この条例が目的とする自治を実現するためには、市は市民の信託に基づき、国や県と連携し、及び協力しながら、市政を運営するものとします。</p> <p>私たち市民は、この条例によって、積極的にまちづくりに参画・協働し、共に生きる喜びを感じる地域社会を築いていきます。</p>	<p>わたしたちのまち下野市は、良好な住環境をもつ市街地と、緑豊かな農村集落が共存するまちです。</p> <p>遠方に雄大な日光連山や筑波山を望み、南北には姿川、田川、鬼怒川が悠々の流れをたえ、広大な平地が育まれてきました。風や光は空の広い大地に降り注ぎ、関東平野の豊かな土壌や、河川や地下水などの豊かな水資源が生産量日本一を誇るかんばりなど農産物を実らせました。</p> <p>下野市広域に築造された古墳群、奈良時代に建立された下野薬師寺戒壇院及び下野国分寺・国分尼寺跡、中世に築造された児山城・薬師寺城、箕輪城跡などの歴史的遺産が先人たちの英知とたゆまぬ努力により脈々と受け継がれてきました。</p> <p>また、古くは東山道、近世には日光街道の宿場町として栄えたほか、近代には国道や鉄道がいち早く敷設されるなど、下野市は、古来交通の要衝として発展し、物資や人びとの交流が行われてきました。こうした文化は、現代にも息づき、歴史・文化などを共有する国内外の都市との交流が盛んに行われています。</p> <p>更に、近年は、自治医科大学を中心に医療体制や研究機関が充実し、安全・安心なまちとして発展を続けています。</p> <p>しかし、地方制度・行財政に関する国の制度改革、平成の市町村大合併、少子高齢化・人口減少などの時代背景や社会変化による影響をわたしたち市民も受けています。</p> <p>そうした中、下野市は、平成18年1月10日、明治期以来の郡を越境した3町の対等合併により誕生したことから、三つの地域を越えた新市の自治体運営やまちの在り方を、市民一体となって創り出していかなければなりません。</p> <p>また、わたしたちは、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓として、非常時に備えた防災体制の強化だけでなく、平常時からの多様なコミュニティづくりなど、自治の基礎づくりの大切さを学びました。</p> <p>これからは、自然・歴史・文化などの恵まれた下野市の特性を更にいかし、人びとの営みを次世代へ引き継ぎなければなりません。そして、多様な世代が生き生きと暮らし、自律した市民による自立したまち、故郷として誇れるまちを目指し、下野市民憲章にうたうまちづくりを進める必要があります。</p> <p>そのためには、市民、議会及び市がそれぞれの責任と役割を自覚し、「人権尊重」、「情報共有」、「市民参画」を基本原則とし、協働の精神のもと共に力を合わせて、明日の下野市を創造するための仕組みが必要です。</p> <p>ここにわたしたちは、下野市の自治の理念である「市民が主役のまちづくり」を推進するため、下野市における自治の最高規範として、下野市自治基本条例を定めます。</p>

		益子町	大田原市	真岡市	下野市
条例名称		まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
施行年月日		H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1
位置付け	位置付け・最高規範性	(目的) 第1条 この条例は、益子町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、私たちが協働し、誰もが笑顔で暮らしていけるまちを築くことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市民、議会、市長等の役割及び責務並びに市政の運営に関する基本的な事項を定めることにより、本市における自治を推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民の権利を保障し、住みよい地域社会をつくるために市民が積極的に参画・協働することを目的とします。 2 本市における自治は、主権者である市民が主体となり、市民の信託を受けた議会や市長を通じて進めるものとします。	(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び市の役割及び責務並びに自治の基本原則を定めることにより、地方自治の本旨に基づきまちづくりを実現することを目的とする。
総則	目的	(目的) 第1条 この条例は、益子町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、私たちが協働し、誰もが笑顔で暮らしていけるまちを築くことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市民、議会、市長等の役割及び責務並びに市政の運営に関する基本的な事項を定めることにより、本市における自治を推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民の権利を保障し、住みよい地域社会をつくるために市民が積極的に参画・協働することを目的とします。 2 本市における自治は、主権者である市民が主体となり、市民の信託を受けた議会や市長を通じて進めるものとします。	(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び市の役割及び責務並びに自治の基本原則を定めることにより、地方自治の本旨に基づきまちづくりを実現することを目的とする。
	定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 私たち 町民、町議会及び町をいう。 (2) 町民 町内に居住している者及び通勤し、又は通学している者並びに町内に事務所を有する法人その他の団体をいう。 (3) 町 町長及び町の執行機関をいう。 (4) 協働 町民、町議会及び町が互いの役割と責任のもと、まちづくりのためにともに考え、協力し、行動することをいう。 (5) コミュニティ 町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として結ばれた自治会、ボランティア等の組織及び集団をいう。 (6) まちづくり 誰もが笑顔で暮らしていけるまちを目指す公益的な活動をいう。	(用語の定義：基本となる用語について) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住している者及び市内に通勤又は通学している者並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。 (2) 市長等 市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。)及び公営企業管理者をいう。 (3) 子ども 18歳未満の市民をいう。	(定義) 第3条 この条例で用いられる次の用語の意義を、以下のように定めます。 (1) 市民 市民とは、市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人及び市内に事業所を置く事業者をいいます。 (2) 事業者 事業者とは、市内において営利又は非営利の活動、公共的活動その他これに類する活動を行う団体をいいます。 (3) 市 市とは、議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 参画 参画とは、本市のまちづくりに関する計画、実行、評価、及び改善の過程で責任をもって主体的に意見を出し、役割を担うことをいいます。 (5) 協働 協働とは、市民及び市が対等な関係で、まちづくりに関する共通の目的を達成するため、役割と責任を分担し、連携し、及び行動することをいいます。 (6) まちづくり まちづくりとは、誰もが住みやすい、活力ある地域をつくるために行われる公共的な活動をいいます。 (7) 自治運営 自治運営とは、本市の自治に関わる議会運営及び市政運営をいいます。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び事業者をいう。 (2) 議会 議会及び議員をいう。 (3) 市 市長及び市の執行機関をいう。 (4) 参画 まちづくりに主体的に参加し、行動することをいう。 (5) 協働 市民、議会及び市が共通課題を解決するためにそれぞれの役割及び責任を対等な立場で、協力して活動することをいう。
位置付け	位置付け・最高規範性	(最高規範性) 第4条 この条例は、益子町におけるまちづくりの最高規範であって、まちづくりは、この条例の規定に基づいて実施されなければならない。	(条例の位置付け：自治の最高規範とするために) 第17条 この条例は、本市における自治の基本を定めるものであり、市民、議会、市長等は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。 2 市は、条例の制定、改廃若しくは運用又は政策の策定、改廃若しくは実施に当たっては、この条例に定める事項を順守しなければならない。	(条例の位置付け) 第2条 この条例は、本市における自治の基本となるものであり、最大限尊重されます。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃に際しては、この条例の趣旨に基づき整合を図ります。 3 市は、総合計画等、施策の策定と実施に際しては、この条例の趣旨に基づいて行います。	(位置付け及び最高規範性) 第2条 この条例は、市政の基本事項について本市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。 2 市民、議会及び市は、この条例を遵守しなければならない。
	自治の理念	(自治の基本理念) 第3条 自治の推進は、市民の意思に基づき、市民、議会、市長等の協働によるものとする。	(自治の基本理念) 第3条 自治の推進は、市民の意思に基づき、市民、議会、市長等の協働によるものとする。	(自治の基本理念) 第4条 市民は、主体的かつ積極的にまちづくりに参画します。 2 市は、市民の信託に応え、安定して効率的な自治運営を行います。 3 市民及び市は、それぞれの役割を担い、協働による住みよいまちづくりを推進します。	(自治の基本理念) 第4条 市民が主役のまちづくりを推進することを基本理念とする。 2 市民、議会及び市が協働によるまちづくりを推進することを基本理念とする。

	益子町	大田原市	真岡市	下野市
条例名称	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
施行年月日	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1
原則	基本原則	(基本原則) 第3条 私たちは、まちづくりにおいて、互いに尊重し、認め合い、協働することを基本とする。	(自治の基本原則) 第4条 市民、議会、市長等は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治を推進するものとする。 (1) 参加の原則 市民が参加することを基本とし、自治を推進すること。 (2) 協働の原則 市民協働によることを基本とし、自治を推進すること。 (3) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有することを基本とし、自治を推進すること。 (4) 評価及び改善の原則 市長等の行う事業等を評価及び改善することにより、自治を推進すること。	(基本原則) 第5条 第1条の目的を達成するため、市民、議会及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進するものとする。 (1) 市民、議会及び市は、一人ひとりの基本的人権を尊重する。 (2) 市民、議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有する。 (3) 市政に市民の参画の機会が保障されており、また、その参画を図るための取組を議会及び市は、積極的に推進する。
	その他		(自治運営の原則) 第13条 市は、自治の基本理念と自治運営の諸制度に則り、主権者としての市民の権利を保障するものとする。	
市(町)民等	市(町)民等の権利	(市民の権利、役割及び責務：市民として自覚しておくべきこと) 第5条 市民は、市民として尊重され、快適な環境で安全で安心して生活を営む権利を有するものとする。 2 市民は、市政に参加する権利及び平等に行政サービスを受ける権利を有するものとする。 3 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための公共的活動に取り組むよう努めるものとする。 4 市民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自ら自治組織の活動に参加し、相互に助け合い、地域課題の解決に努めるものとする。 5 市民は、市政に参加するときは、自らの発言及び行動に責任をもつとともに、相互に尊重しなければならない。	(市民の権利) 第6条 市民は、法の下で自由平等な権利を有します。 2 市民は、安全で快適な環境において、安心して生活を営む権利を有します。 3 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。 4 市民は、必要に応じて行政サービスを受ける権利を有します。	(市民の権利) 第12条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。 (1) 安全かつ安心な生活を営むことができること。 (2) よりよい行政サービスを受けることができること。 (3) 議会及び市に関する情報を知ることができること。 (4) 議会及び市に対し意見及び提案を表明することができること。 (5) まちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること。
	市(町)民等の責務		(市民の責務) 第7条 市民は、市政に参画し、互いに尊重し合いながら、自らの発言と行動に自覚と責任をもちます。 2 市民は、自治運営及びまちづくりに伴う負担を分担し合います。 3 市民は、次世代のために、歴史と文化を受け継ぎ、自然を守り、将来にわたり発展できる持続可能な社会を築きます。	(市民の責務) 第13条 市民は、次に掲げる責務を有するものとする。 (1) まちづくりの参画に当たり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。 (2) 人権を尊重し、他の個人としての尊厳を侵さないこと。 (3) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。
	市民活動団体の責務・支援			(コミュニティ組織の責務及び支援) 第14条 コミュニティ組織(市民活動団体を含む。)は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。 2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めるものとする。 3 市は、コミュニティ組織による活動について、公益性及び公平性に配慮して、その自主性及び自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。
	コミュニティ	(コミュニティ) 第8条 コミュニティは、自主的及び自律的な運営を行い、まちづくりに参加するとともに、地域や社会の課題解決に努めるものとする。 2 町は、コミュニティの自主性を尊重し、必要に応じて支援を行わなければならない。 3 町民は、コミュニティの形成に努めるものとする。		
	事業者の権利・責務			(事業者の権利及び責務) 第15条 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な参加及び地域社会づくりに寄与するものとする。
議会	(町議会の責務) 第6条 町議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関であり、適正な町政運営の監視を行うものとする。 2 町議会は、町民の声を反映した政策の提言及び立案を行うものとする。	(議会の役割及び責務：市民のための議会とは) 第6条 議会は、市政運営を監視し、又は政策を立案し、提言するとともに、公正かつ透明で、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。 2 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行うものとする。	(議会の責務) 第9条 議会は、本市の意思決定の議決機関として、市民の信任に応え、市政の運営状況を調査及び監視する役割を適切に果たすとともに、政策の提言、条例制定等の活動に責任を持つものとする。 2 その他議会に関し必要な事項は、別に条例で定めます。	(議会の役割、責務、運営等) 第16条 議会は、重要な政策の意思決定をし、政策を立案し、及び提言し、市政運営を監視するなど、その権能を十分に発揮しなければならない。 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に把握し、かつ、議員間の討議を尽くすよう努めなければならない。 3 議会は、市民の信頼に応え、公平性及び透明性を確保し、常に説明責任を果たすものとする。 4 議会の役割、責務、運営等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

	益子町	大田原市	真岡市	下野市	
条例名称	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	
施行年月日	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	
議員の責務			(議員の責務) 第10条 議員は、議会の一員として議会の権限を適切に行使するため、自己及び相互研鑽に努めるとともに、政策等を審議し、及び提言する能力を発揮するものとします。 2 議員は、本市の課題及び市民の意見を把握して、市政全般の観点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとします。	(議員の責務) 第17条 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行い、市民の信頼に応えなければならない。 2 議員は、市政の適切な監視及び評価並びに政策提案のため、常に研さんに努めなければならない。 3 議員の責務に関し必要な事項は、別に条例で定める。	
執行機関	市(町)長の責務	(町の責務) 第7条 町長は、町民の意向の把握に努め、町政の代表者としてこの条例を遵守し、前文の趣旨を実現するため、まちづくりを推進しなければならない。 2 町長は、まちづくりの推進のため、人材の育成に努め、効果的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。 3 町の執行機関は、その権限と責任において、前項と同様に取り組まなければならない。 4 町職員は、前文の趣旨を実現するため、常に自己の資質向上に努めなければならない。	(市長等の役割及び責務：市民のために働く役所とは) 第7条 市長は、本市を代表し、公正かつ誠実に総合的に市政を運営するものとする。 2 市長等は、誠実にその権限に属する事務を遂行するとともに、市民福祉の増進を図るため、自治に寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めるものとする。 3 市長等は、市政への市民の参加を図るための環境を整備するよう努めるものとする。	(市長及び市職員) 第11条 市長は、本市の執行機関を代表し、市民の信頼に応えるとともに、この条例の基本理念に基づいて、公正かつ誠実に市政を運営するものとします。 2 市長は、市民の要望に的確に対応した公平かつ効果的な組織運営並びに職員の指導、監督及び教育に努めるものとします。 3 市職員は、この条例の基本理念に基づいて、市民と協働して、誠実に職務に専念し、まちづくりのためにその能力を発揮するものとします。	(市長の責務) 第18条 市長は、市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営し、自治の基本理念に応えるよう指導力を発揮しなければならない。 2 市長は、地域社会、市民生活等の実態、変化等を中長期的かつ広域的に把握して、市政に反映するよう、努めなければならない。
	職員の責務			(職員の責務) 第19条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市長の補助機関の一員として、自治の基本理念の実現のために公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行に当たって、必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。	
	その他			(連携及び協力の基本原則) 第12条 議会及び市長は、常に市民全体の利益を第一に考え、公正かつ誠実にその職務を行うものとします。 2 議会及び市長は、この条例の目的を実現するために、積極的に必要な制度の充実を図り、自治運営を推進するものとします。 3 議会及び市長は、この条例の基本理念にもとづいて、まちづくりに必要な計画の立案、実施、評価、見直しなど、それぞれの段階ごとに、情報公開等市民に開かれた制度を通して市民の理解を深めるとともに、参画の機会を確保するものとします。 4 議会及び市長は、市民との協働を充実させるために、市民相互の連携が活発になるよう努めるものとします。 5 議会及び市長は、必要に応じて、国、県、近隣地方公共団体その他の機関と相互に連携し、及び協力して、まちづくりの課題解決に努めるものとします。	
総合計画	(総合振興計画) 第19条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を図るために基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合振興計画」という。)を策定しなければならない。 2 町は、総合振興計画の策定にあたり、町民が参加する機会をつくらなければならない。	(行財政運営：効率的な行財政運営を行うために) 第13条 市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとする。 2 市は、効果的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するものとする。 3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。		(総合計画) 第20条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するために、市の最上位計画である総合計画を市民参画の下に策定し、かつ、定められた範囲で見直しを行うものとする。 2 総合計画の基本構想及び基本計画は、議会の議決により定めなければならない。 3 市は、個別政策分野に係る計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、総合計画との整合を図るものとする。	
行政評価	(評価) 第21条 町は、総合振興計画等がこの条例の趣旨に沿って実施されているかについて評価し公表しなければならない。			(行政評価) 第21条 市は、効果的かつ効果的で透明性の高い市政運営のため、行政評価を実施するものとする。 2 市は、行政評価の実施に際しては、市民参画を図り、その評価内容及び結果を分かりやすく公表するとともに、市政運営に反映させるものとする。	
行政組織				(行政組織) 第22条 市は、多様化する行政課題に的確に対応し、効果的な業務の執行を進めるため、機能的な組織体制づくりに努めるものとする。	

	益子町	大田原市	真岡市	下野市	
条例名称	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	
施行年月日	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	
自治体運営 の基本原則	財政・財務	(財政運営) 第20条 町は、健全な財政運営をしなければならない。 2 町は、予算編成にあたり、財源を効率的かつ効果的に活用しなければならない。 3 町は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表しなければならない。	(行財政運営：効率的な行財政運営を行うために) 第13条 市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとする。 2 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するものとする。 3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。	(財政及び財務) 第23条 市は、持続可能な財政運営を行っていくために財政計画を策定し、財政の健全化を図るものとする。 2 市は、財政状況を分かりやすく市民に公表するものとする。	
	出資法人等 (外郭団体等)			(出資団体等) 第24条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じ、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。 2 市は、前項の団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう要請するとともに、公益上特に必要な場合には、必要な支援を行わなければならない。	
	行政手続		(行政手続：公平で透明な行政運営とは) 第8条 市長等は、市政運営の公平性及び透明性を確保するために、行政手続を適正に行わなければならない。 2 適正な行政手続の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。	(行政手続) 第25条 市は、処分、行政指導、届出等に関する手続について、公正の確保、透明性の向上及び手続の迅速化を図らなければならない。 2 前項に規定する行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。	
	法務			(法令の遵守) 第14条 市は、市民による主体的な自治を確立するために、自治運営を推進するに当たっては、法令を遵守しながら行うものとし、また、	(法務) 第26条 市は、政策を実現し、又は地域の課題を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例、規則等の制定改廃に積極的に努めなければならない。
	説明責任	(説明責任) 第17条 町は、町の実施する施策について、町民にわかりやすく説明しなければならない。 2 町は、町民からの意見や質問に対し、速やかに対応しなければならない。			(説明責任) 第27条 市は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民に対する情報提供に努めるとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。
	意見・要望・苦情等への対応		(意見等への対応：的確な対応を図り改善等に活かすために) 第12条 市は、市民から意見、苦情、不服等があったときは、速やかに、かつ、適切に対応しなければならない。		(提案、要望、意見等への対応) 第28条 市は、市民から提案、要望、意見等があったときには、速やかに事実関係を調査し、対応しなければならない。この場合において、必要に応じ、積極的にそれらを施策に反映させるように努めなければならない。
	公益通報			(通報の意義) 第16条 市職員は、市政の適法で公正な運営を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為が行われていることを知ったときは、速やかにその事実を通報するものとし、	(公益通報) 第29条 職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。 2 市は、法令の定めるところにより、職員から行われる公益通報を受け体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な処置を講じなければならない。
	危機管理	(危機管理) 第23条 町は、不測の事態に備えて、災害等から町民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、町民、他の市町村、県、国及びその他関係機関と連携しながら防災活動を行わなければならない。 2 町民は、自ら災害等に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動へ参加するなど防災に寄与するよう努めるものとする。	(危機管理：非常事態に際し市民を守るために) 第15条 市は、災害等の緊急の事態において、その影響を最小にとどめるよう、市民、関係機関等との連携及び協力のもと、体制を整備しなければならない。		(危機管理) 第30条 市は、市民の生命及び財産を守るために、災害等の緊急時を想定した危機管理体制の構築に努めなければならない。 2 市民及び市は、災害等の緊急時には、協力して対応しなければならない。 3 市は、災害等の緊急時における市民との連携が有効に機能するように、定期的に市民及び議会と協議して役割分担、仕組みづくり及び環境づくりについての見直しに努めなければならない。 4 市民は、災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。

	益子町	大田原市	真岡市	下野市	
条例名称	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	
施行年月日	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	
住民自治の 仕組み	情報共有	(情報共有) 第16条 町は、まちづくりに必要な情報を町民に提供し、共有しなければならない。 2 町は、条例の制定及び施策の実施については、それぞれの過程において必要に応じ町民から広く意見を聴かなければならない。 3 町民は、まちづくりに関し、必要な情報を開示し、まちづくりに寄与するよう努めなければならない。			
	情報公開		(情報の公開、個人情報の保護等：市民の知る権利と個人情報を保護するために) 第11条 市は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有するものとする。 2 市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。 3 情報の公開及び個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。	(公開の原則) 第15条 情報公開及び情報提供の制度は、市民が主体となったまちづくりに不可欠な制度であるため、市は、個人情報の保護とともに、本市の条例の規定に従って、適切に運営するものとする。 2 市が行う会議は、公開を原則とし、市民との情報の共有化を図るとともに、市は市民に分かりやすい制度を整備するものとする。	(情報公開) 第7条 議会及び市は、市民の情報公開請求に対して、市民の知る権利を保障し、適切に情報を公開するものとする。 2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。
	情報提供				(情報提供) 第6条 議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。
	個人情報保護	(個人情報の保護) 第18条 私たちは、個人の権利及び利益を守るため、個人に関する情報を保護しなければならない。	(情報の公開、個人情報の保護等：市民の知る権利と個人情報を保護するために) 第11条 市は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有するものとする。 2 市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。 3 情報の公開及び個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。		(個人情報の適正な取扱い) 第8条 議会及び市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。 2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。
	参画			(参画・協働) 第8条 市民は、まちづくりの意識を高め、積極的に公共的な活動に参画・協働するよう努めるものとする。 2 市民は、市と協力しながら、まちづくりを担う市民の育成に貢献するものとする。 3 市は、市民がまちづくりに参画・協働しやすい仕組みづくり及び積極的に参画・協働する人材の育成に努めるものとする。	(参画) 第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。 2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。
	協働			4 市は、市民が参画・協働する機会の拡充に努め、その成果が最大限活かされるように努めるものとする。 5 市は、市民が主体となった地域社会の活動を行う際には、必要な情報、人材及び場所を提供するなど積極的に支援し、市民の力が発揮されるまちづくりが実現できるように努めるものとする。 6 市民及び市は、市民がまちづくりに参画・協働することができなくても、不利益を受けないように努めるものとする。	(協働) 第10条 市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。 2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。
	子どもの参画		(子どもの参画：すべては子どもたちの未来のために) 第10条 市民、議会、市長等は、子どもが安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めるとともに、地域の一員として自治への参加の機会をつくり、子どもの意見を自治に反映させるものとする。		(子どもの参画) 第11条 市民、議会及び市は、子どもを下野市の未来を担う地域の宝として育てるとともに、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。
	パブリックコメント		(市民の意思表明：政策に市民の意思を反映させるために) 第9条 市長等は、主要な政策等を策定するに当たっては、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定を行うものとする。	(市民意見の広聴) 第17条 市は、市民との協働による暮らしやすいまちづくりを推進するために必要があると認めるときは、審議会、パブリック・コメントその他の方法により、広く市民の意見を聴くものとする。	(意見募集) 第31条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提供を行い、広く意見を求めるものとする。 (1) 条例の制定又は改廃 (2) 計画の策定、変更又は廃止 (3) 施策の実施、変更又は廃止 2 市は、前項の規定による意見を十分考慮し、意思決定を行うものとする。この場合において、市は、当該意見及び意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

		益子町	大田原市	真岡市	下野市
条例名称		まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
施行年月日		H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1
その他	審議会等の公開				(委員の公募及び審議会等の公開等) 第32条 市は、市が設置する審議会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任に当たっては、原則として公募による委員を含めなければならない。 2 市は、委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を保ち、審議会等の設置目的に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な要件に配慮しなければならない。 3 市は、審議会等の会議を原則として公開しなければならない。 4 市は、審議会等の開催情報、会議結果等を公表しなければならない。
	審議会等への参加・公募等				
	住民投票	(住民投票) 第22条 町は、町政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。 2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 3 町長は、前項の規定による住民投票に関し定める条例に基づき住民投票を行うときは、その目的及び投票結果の取扱いを事前に明らかにしなければならない。	(住民投票：住民の総意を表明するために) 第14条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要な事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	(住民投票) 第18条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができます。 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めます。 3 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。	(住民投票) 第33条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民(住民投票を行う主体をいう。)の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。 2 住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、熟議を経た上で行われなければならない。 3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定める。 4 議会及び市は、住民投票の結果の公表に努め、当該結果を尊重しなければならない。
	人材育成				(人材及び組織の育成) 第34条 市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。
その他	広域連携	(連携及び交流) 第15条 私たちは、他の地域との連携及び交流を図るよう努めなければならない。 2 私たちは、国際感覚豊かな人材を育成するとともに、国際交流に努めなければならない。	(広域連携：広域的な連携による自治を推進するために) 第16条 市は、他の地方公共団体、国その他機関と広域的な連携を図り、自治を推進するものとする。		(広域連携) 第35条 市は、広域化する行政課題に対して、近隣及びその他の市町村、県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりを推進するものとする。 (国内交流) 第36条 市は、歴史及び文化等を共有する他の市町村との交流を積極的に図り、歴史及び文化等を大切にすまちづくりを推進するものとする。 2 前項に規定する交流のほか、市は、災害等の緊急時に備え、他の市町村との相互支援を積極的に推進するものとする。
	国際交流	(連携及び交流) 第15条 私たちは、他の地域との連携及び交流を図るよう努めなければならない。 2 私たちは、国際感覚豊かな人材を育成するとともに、国際交流に努めなければならない。			(国際交流) 第37条 市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。 2 市民及び市は、多文化共生社会の視点に立ち、敬愛と相互理解と学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。
	見直し・改正	(条例の見直し) 第24条 町は、この条例が益子町にふさわしいものであるかを検証するとともに、必要に応じて見直しをしなければならない。	(条例の見直し：自治基本条例が十分な役割を果たすために) 第18条 市は、社会変化の状況を踏まえ、必要に応じて、この条例の改正を行うものとする。	(条例の改正) 第19条 市は、この条例の改正が必要であると認めるときは、速やかに必要な措置をとるものとします。 2 市は、前項の規定により条例の改正を行うに当たっては、市民の参画を保障するものとします。	(見直し) 第38条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参画の下に検証を行い、その結果を踏まえ、条例の見直し及び市民が主役のまちづくりに関する政策について、必要な措置を講ずるものとする。 2 市長は、前項に規定する条例の検証を行うための機関を設置するものとする。
	産業と観光	(産業と観光) 第9条 私たちは、活力あるまちを実現するため、産業の振興と風土に根付いた地場産業の継承発展に取り組むよう努めなければならない。 2 私たちは、自然、文化財、芸術、伝統文化などを活かし、魅力ある観光地づくりを行い、町内外に発信し、かつ交流を図るよう努めなければならない。			

		益子町	大田原市	真岡市	下野市
条例名称		まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
施行年月日		H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1
	環境	(環境) 第10条 私たちは、自然と人間との共生を願い、自然環境及び生物多様性の保全、景観の維持を図り、後世に引き継ぐよう努めなければならない。 2 私たちは、持続可能な社会及び循環型社会の実現を目指して、創意工夫に努めなければならない。			
	文化	(文化) 第11条 私たちは、文化財の重要性を認識し保護に努め、培われてきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。 2 私たちは、文化活動の担い手として、又は支援者として関わることにより、芸術文化の振興に努めなければならない。			
	教育と学習	(教育と学習) 第12条 私たちは、将来を担う子どもたちに、風土・文化・人の恵みを受けて今があることを教え育てよう努めなければならない。 2 私たちは、互いを尊重し合い、社会の一員として生涯にわたって学ぶよう努めなければならない。 3 私たちは、社会教育を推進し、まちづくりに参加できる担い手を育成するよう努めなければならない。			
	福祉	(福祉) 第13条 私たちは、一人一人の人間性や個性を尊重し、豊かな社会の実現に努めなければならない。 2 私たちは、違いを認め合う社会の実現を目指して、お互いを思いやり、助け合い、誰もが安心して暮らしていけるよう努めなければならない。			
	健康	(健康) 第14条 私たちは、健やかな生活を営む上で欠くことのできない健康づくりに努めなければならない。			